

土地改良事業等請負工事積算基準

土地改良事業等請負工事積算基準の制定について

平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 49 号
構造改善局長から
各地方農政局長あて

一部改正 平成 6 年 3 月 25 日 6 構改 D 第 158 号
〃 平成 7 年 8 月 17 日 7 構改 D 第 623 号
〃 平成 7 年 10 月 30 日 7 構改 D 第 757 号
〃 平成 9 年 3 月 14 日 9 構改 D 第 115 号
〃 平成 10 年 3 月 19 日 10 構改 D 第 138 号
〃 平成 11 年 3 月 19 日 11 構改 D 第 202 号
〃 平成 12 年 3 月 29 日 12 構改 D 第 223 号
〃 平成 12 年 10 月 30 日 12 構改 D 第 837 号
〃 平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1679 号
〃 平成 14 年 3 月 29 日 13 農振第 3728 号
〃 平成 15 年 3 月 28 日 14 農振第 2595 号
〃 平成 16 年 3 月 30 日 15 農振第 2815 号
〃 平成 17 年 3 月 30 日 16 農振第 2436 号
〃 平成 18 年 3 月 30 日 17 農振第 2143 号
〃 平成 20 年 3 月 31 日 19 農振第 2148 号
〃 平成 21 年 3 月 31 日 20 農振第 2227 号
〃 平成 23 年 3 月 31 日 22 農振第 2161 号
〃 平成 24 年 3 月 30 日 23 農振第 2531 号
〃 平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2123 号
〃 平成 27 年 3 月 30 日 26 農振第 2108 号
〃 平成 28 年 3 月 29 日 27 農振第 2226 号
〃 平成 29 年 3 月 30 日 28 農振第 2235 号
〃 平成 30 年 3 月 29 日 29 農振第 2149 号
〃 平成 31 年 2 月 28 日 30 農振第 3115 号
〃 平成 31 年 3 月 28 日 30 農振第 3869 号
〃 令和 2 年 4 月 1 日 元農振第 3395 号
〃 令和 3 年 3 月 19 日 2 農振第 3047 号
〃 令和 4 年 3 月 25 日 3 農振第 2711 号
〃 令和 5 年 3 月 24 日 4 農振第 3454 号
〃 令和 6 年 3 月 27 日 5 農振第 3161 号

このたび、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」第 5 の規定に基づきその積算基準を別紙のとおり定め、平成 5 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することになったので、その運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

なお、土地改良事業等請負工事価格積算要領（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 52 号）及びダム請負工事の価格積算要領（昭和 52 年 3 月 31 日付け 52 構改 D 第 214 号）は、平成 5 年 3 月 31 日限りで廃止する。

【編注】本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、森林総合研究所森林農地整備センター長あて参考送付されている。

別 紙

土地改良事業等請負工事積算基準

第 1 趣 旨

土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事の価格（以下「請負工事費」という。）の積算については、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知、以下「要綱」という）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

第 2 適用範囲

この基準は、施設機械製作据付工事、営繕工事、電気通信工事等特殊工事を除く一般土木工事及びダム工事に適用する。

第 3 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、別表1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

第 4 直接工事費の積算

直接工事費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1. 材料費

材料費は、工事の施工に必要な材料に要する費用とし、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

ア 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

イ 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとし、この価格には現場までの運賃を含めるものとする。

2. 労務費

労務費は、工事の施工に必要な労務に要する費用とし、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとする。

(1) 所要人員

所要人員については、別に定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

(2) 労務賃金

労務賃金とは、直接作業に従事した労務者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事設計労務単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

3. 機械経費

機械経費は、工事の施工に必要な機械の使用に要する費用で、その算定は別に定める「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

4. その他

(1) 特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

(2) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

(3) 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

(4) 産業廃棄物処理費

産業廃棄物処理費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

第5 間接工事費の内容及び積算

間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。

1. 共通仮設費

共通仮設費の内容は次のとおりとし、その算定に当たっては、別に定める「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」によるものとする。

(1) 事業損失防止施設費

工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。

(2) 運搬費

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出（組立・解体を含む。）に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

(3) 準備費

- ア 準備及び跡片付けに要する費用
- イ 調査、測量、丁張等に要する費用
- ウ 伐開、除根、除草、整地等に要する費用

(4) 安全費

- ア 安全施設に要する費用
- イ 安全管理に要する費用
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(5) 役務費

- ア 材料置場等の土地借上げに要する費用
- イ 電力、用水等の基本料金

(6) 技術管理費

- ア 品質管理のための試験等に要する費用
- イ 出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用
- ウ 工程管理のための資料の作成に要する費用

(7) 営繕費

- ア 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕に要する費用
- イ アに係る土地・建物の借上げ費用
- ウ 労務者の輸送に要する費用

2. 現場管理費

(1) 現場管理費の内容

現場管理費の内容は次のとおりとする。

ア 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

- (ア) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

- イ 安全訓練等費
現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用
 - ウ 従業員給料手当
現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬・運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
 - エ 退職金
現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
 - オ 法定福利費
現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
 - カ 福利厚生費
現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
 - キ 事務用品費
事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
 - ク 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
 - ケ 動力用水光熱費
事務所及び宿舍等で使用される電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）
 - コ 交際費
現場への来客等の応対に要する費用
 - サ 補償費
工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
 - シ 租税公課
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
 - ス 保険料
自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料を除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料
 - セ 外注経費
工事を専門業者等に外注する場合に必要な経費
 - ソ 工事登録等費
工事实績の登録等に要する費用
 - タ 公共事業労務費調査に要する費用
 - チ 雑費
アからタまでに属さない諸費
- (2) 現場管理費の算定
現場管理費は別表 1 の工種区分に従い、別表 2 により求めた現場管理費率で次式により算定する。
現場管理費＝対象金額×現場管理費率
対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋官貸額
- (3) 現場管理費率の補正
- 1) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正については、別表 3 の適用条件に該当する場合、別表 2 の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。
ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。
 - 2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表 3 に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

第6 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1. 一般管理費の項目及び内容

(1) 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）

(2) 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

(3) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

(4) 法定福利費

本店及び支店の従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

(5) 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

(6) 修繕維持費

建物、機械装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

(7) 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

(8) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(9) 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

(10) 調査研究費

技術研究、開発等の費用

(11) 広告宣伝費

広告、宣伝、公告に要する費用

(12) 交際費

本店及び支店等における来客等の応対に要する費用

(13) 寄付金

(14) 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

(15) 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

(16) 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

(17) 開発費償却

新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

(18) 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税、道路占用料その他の公課

(19) 保険料

火災保険及びその他の損害保険料

(20) 契約保証費

契約の保証に必要な費用

(21) 雑費

電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2. 付加利益の内容

付加利益の内容は次のとおりとする。

(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等

(2) 株主配当金

(3) 役員賞与（損金算入分を除く。）

(4) 内部留保金

(5) 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

3. 一般管理費等の算定

一般管理費等の算定は、別表4により求めた一般管理費等率で次式により算定する。

一般管理費等＝工事原価（純工事費＋現場管理費）× 一般管理費等率

4. 一般管理費等率の補正

(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正值を加えて得た率とする。

(2) 支給品等の取扱い

資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

第7 支給品費及び官貸額の内容及び算定

1. 支給品費

(1) 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。

(2) 支給品には支給電力を含むものとする。

2. 官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で次式により算定する。

官貸額＝（無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料）－（無償で貸与する機械等の機械損料）

なお、上記の各機械損料は、第4の3機械経費に基づき算定する。

第8 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

第9 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第10 細部事項

請負工事の積算に関して必要な事項は、この基準に定めるもののほか、農村振興局整備部長が別に定めるところによるものとする。

別表1 工種区分

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管 更 生 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

別表２ 現場管理費率

(1)－a

工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
ほ場整備工事		43.14%	227.2	－0.1114	22.58%
農用地造成工事		32.15%	53.3	－0.0339	26.40%
水路トンネル工事		34.52%	72.0	－0.0493	25.92%
水路工事		45.55%	545.7	－0.1665	17.32%
排水路工事		32.47%	106.1	－0.0794	20.47%
管水路工事		29.27%	79.5	－0.0670	19.83%
畑かん施設工事		34.53%	154.8	－0.1006	19.25%
コンクリート補修工事		37.49%	173.7	－0.1028	20.63%
ため池工事		42.81%	171.1	－0.0929	24.95%
その他土木工事（１）		40.09%	201.9	－0.1084	21.36%
その他土木工事（２）		36.71%	99.7	－0.0670	24.87%

(1)－b

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
河川工事		44.05%	1118.2	－0.2052	15.91%
海岸工事		28.11%	100.3	－0.0807	18.84%
道路改良工事		34.09%	76.4	－0.0512	26.44%
舗装工事		40.83%	598.0	－0.1703	17.54%
管更生工事		35.56%	178.6	－0.1024	21.39%

(1)－c

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
干拓工事		25.14%	129.7	－0.1041	13.95%

(1)－d

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
フィルダム工事		34.59%	154.9	－0.0768	27.87%
コンクリートダム工事		31.19%	35.0	－0.0059	30.68%

(2) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y：現場管理費率（％） X：対象金額（単位：円）

a、b：変数値

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】

注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y _p)	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%

(1) X_p=工事原価(単位:円)

(2) Y_pの算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(単位:%)

別表5 前払金支出割合による補正(一般管理費等率)

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(1) 別表4で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表 6 契約保証に係る補正（一般管理費等率）

保 証 の 方 法	補正值(%)
ケース－１：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。(工事請負契約書第４条を採用する場合)	0.04
ケース－２：ケース－１以外の場合	補正しない

注１）ケース－２の具体的例は以下のとおりとする。

- ① 予算決算及び会計令第100条の２第１項第１号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
- ② 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。

注２）契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。

